

2 目標値の設定

本計画では、福祉施設の入所者の地域生活への移行（福祉施設や精神科病棟に入所・入院をしている障害者が退所・退院し、グループホームや一般住宅等で地域生活することをいう。以下同じ。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等を進めるため、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

本計画では、障害福祉支援計画と障害児福祉支援計画を一体的に策定しています。

なお、この章以降は、本文に「**障害児福祉支援計画**」がついている箇所は、障害児福祉支援計画に特化した内容となっています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度末における地域生活移行者数（地域生活移行をする者の数をいう。以下同じ。）を9人、令和8年度末の福祉施設の入所者削減数を8人、入所者数を141人と設定します。

項目	目標値 (令和8年度)	実績値	国の基本指針
福祉施設の入所者数		149人 (令和4年度)	
地域生活移行者数	9人		令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
福祉施設の入所者削減数 (福祉施設の入所者数)	8人 (141人)		令和4年度末時点の福祉施設における入所者数から5%以上削減することを基本とする

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、成果目標の設定については都道府県のみとなっています。
本計画では、活動指標として P72 に記載します。

(3) 地域生活支援の充実【一部新規】

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。
また、活動指標については P69 に記載します。

項目	目標 (令和8年度)	現状	国の基本指針
地域生活支援拠点の整備	設置	設置 (令和4年度)	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	構築 (令和4年度)	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	実施	実施 (令和4年度)	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
強度行動障害者を有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	整備 (令和4年度)	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【一部新規】

① 福祉施設から一般就労への移行

本計画では国の基本指針に基づき、就労移行支援事業所等の福祉施設から、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を20人と設定します。

項目	目標値 (令和8年度)	実績値	国の基本指針
一般就労移行者数	20人	14人 (令和3年度)	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

② 就労移行支援事業の利用者数

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度中の就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者数を下表のとおり設定します。

また、一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることと設定します。

項目	目標値 (令和8年度)	実績値	国の基本指針
就労移行支援事業からの移行者数	14人	10人 (令和3年度)	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型からの移行者数	3人	2人 (令和3年度)	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型からの移行者数	3人	2人 (令和3年度)	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数	2事業所	2事業所 (令和4年度)	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

③ 就労定着支援事業の職場定着率

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を下表のとおり設定します。

項目	目標値 (令和8年度)	実績値	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数	6人	4人 (令和3年度)	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
職場定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	—※	— (令和4年度)	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※令和6年度～令和8年度において、市内で就労定着支援事業所の新規の開設は見込まれないため、目標値は設定していない。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【一部新規】

本市では、既に社会福祉法人による児童発達支援センターが設置済みとなっており、2箇所目となる児童発達支援センターの設置も予定しています。

障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進については、児童発達支援センターを中核機関として、学校、保育所等と連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに1箇所確保しています。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はすでに行っていますが、支援体制を強化し機能の充実を図ります。

項目	目標 (令和8年度)	現状	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	2箇所	1箇所 (令和4年度)	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	構築	構築 (令和4年度)	令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	1箇所 (令和4年度)	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	1箇所 (令和4年度)	
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置 (令和4年度)	令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置 (令和4年度)	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【一部新規】

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが指標に掲げている地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本市においては、基幹相談支援センターは設置済みです。また、指標に掲げられている基幹相談支援センターの強化を図る体制確保の取組については、活動指標として P75 に記載します。

項目	目標 (令和8年度)	現状	国の基本指針
基幹相談支援センターの設置	設置	設置 (令和4年度)	令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保 (令和4年度)	令和8年度末までに地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組	実施	実施 (令和4年度)	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うことを基本とする。
上記の取組を行うために必要な協議会の体制の確保	確保	確保 (令和4年度)	上記の取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、体制構築済みであり、引き続き体制を維持していきます。また、指標に掲げられている障害福祉サービス等の質を向上させるための取組については、活動指標として P76 に記載します。

項目	目標 (令和8年度)	現状	国の基本指針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	構築 (令和4年度)	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。